

# 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程

(平成16年4月1日東大規則第35号)

改正	平成17年	3月28日	東大規則第364号
改正	平成18年	3月30日	東大規則第125号
改正	平成19年	3月26日	東大規則第124号
改正	平成20年	3月25日	東大規則第95号
改正	平成21年	3月26日	東大規則第90号
改正	平成23年	3月28日	東大規則第91号
改正	平成24年	3月29日	東大規則第82号
改正	平成25年	3月28日	東大規則第109号
改正	平成26年	3月27日	東大規則第92号
改正	平成27年	3月26日	東大規則第112号
改正	平成28年	3月23日	東大規則第92号
改正	平成30年	3月20日	東大規則第79号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、期間を定めて雇用する短時間勤務有期雇用教職員（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含み、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年規則第34号。以下「短時間勤務有期雇用就業規則」という。）第2条第2項に定めるものを除く。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程により雇用することができる特定短時間勤務有期雇用教職員は、次の各号に掲げるもの（特定有期雇用教職員に該当するものを除く。以下同じ。）とする。

- (1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）
- (2) 特任研究員
- (3) 学術支援専門職員
- (4) 学術支援職員
- (5) 特任専門員
- (6) 特任専門職員
- (7) その他別に定める者

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、この規程及び別に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用就業規則の規定を準用する。この場合において、同規則第69条中「短時間勤務有期雇用教職員（事務補佐員、技術補佐員及び教務補佐員に限る。）」とあるのは「特任教員及び特任研究員」、「次に掲げる業務」とあるのは「第2号の業務」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 第1項各号に掲げるものの基本給の支給単位は時間給とし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条に基づき定められる東京都における最低賃金額（10円未満の端数があったときは、これを切り上げた額）を下限として、10円単位で、別表に定める上限額表の区分に応じそれぞれ同表に定める上限額の範囲内で個人別に決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員会の承認を得た場合には、別表に定める上限額を超える額に決定することができる。

## 第2章 特任教員

（特任教員の定義等）

第3条 特任教員とは、プロジェクト等（寄付講座又は寄付研究部門を含む。以下同じ。）において教育研究に従事する者をいう。

2 特任教員の選考基準は、東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第3条の規定を準用する。

3 特任教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

（就業に関する特例）

第4条 特任教員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条及び第54条の規定は適用しない。

（契約期間及び契約の更新）

第5条 特任教員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、予算の状況及び当該特任教員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

(1) 一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を限度とする契約期間とする。この場合の更新については、一の会計年度を限度として契約の更新をすることができる。

(2) 必要に応じ、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、3年を限度として契約の更新をすることができる。

(3) 労働基準法第14条第1項第1号に規定する高度の専門的知識等を有する者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）については、5年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、5年を限度として契約の更新をすることができる。

(4) 前3号に定める契約の更新について、プロジェクト等又は業務の性質等により一定の期間内に完了することが予定されている場合は、更新回数及び通算契約期間の限度を定めることができる。

2 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満65歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

3 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は、雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更

新しい旨明示されているものを除く。)には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

## 第6条 削除

### 第3章 特任研究員

(特任研究員の定義)

第7条 特任研究員とは、プロジェクト等において、専ら研究に従事する者をいう。

(就業に関する特例)

第8条 特任研究員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条及び第54条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第9条 特任研究員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、予算の状況及び当該特任研究員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

- (1) 一の会計年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)を限度とする契約期間とする。この場合の更新については、一の会計年度を限度として契約の更新をすることができる。
- (2) 必要に応じ、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、3年を限度として契約の更新をすることができる。
- (3) 労働基準法第14条第1項第1号に規定する高度な専門的知識等を有する者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。)については、5年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、5年を限度として契約の更新をすることができる。
- (4) 前3号に定める契約の更新について、プロジェクト等又は業務の性質等により一定の期間内に完了することが予定されている場合は、更新回数及び通算契約期間の限度を定めることができる。

2 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満60歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

3 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は、雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合(あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。)には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

## 第10条 削除

### 第4章 学術支援専門職員

(学術支援専門職員の定義)

第11条 学術支援専門職員とは、プロジェクト等において高度な知識等を必要とする業務を行う者をいう。

(就業に関する特例)

第12条 学術支援専門職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条及び第54条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第13条 学術支援専門職員の契約期間及び契約の更新は、第9条の規定を準用する。

## 第5章 学術支援職員

(学術支援職員の定義)

第14条 学術支援職員とは、プロジェクト等において必要な業務に従事する技術者等をいう。

(就業に関する特例)

第15条 学術支援職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条及び第54条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第16条 学術支援職員の契約期間及び契約の更新は、第9条の規定を準用する。

## 第6章 特任専門員

(特任専門員の定義)

第17条 特任専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用する者をいう。

(就業に関する特例)

第17条の2 特任専門員には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第4条、第11条、第54条、第55条、第60条から第73条までの規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第17条の3 特任専門員の契約期間及び契約の更新は、第9条の規定を準用する。

第18条 削除

(特任専門員に支給する給与)

第19条 特任専門員に支給する給与は、基本給及び通勤手当とする。

## 第7章 特任専門職員

(特任専門職員の定義)

第20条 特任専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(就業に関する特例)

第20条の2 特任専門職員には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第4条、第11条、第54条、第60条から第69条まで及び第73条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第20条の3 特任専門職員の契約期間及び契約の更新は、第9条の規定を準用する。

第21条 削除

(特任専門職員に支給する給与)

第22条 特任専門職員に支給する給与は、基本給のほか、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当及び夜勤手当とする。

## 第8章 高齢者雇用の特例

(高齢者雇用の特例)

第23条 特に必要と認められた場合には、第5条第2項及び第9条第2項(第13条、第16条、第17条の3及び第20条の3において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同条に規定する年齢に達した後の者を雇用することができる。

## 第9章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第24条 この規程により雇用される期間その他本学における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第5条、第9条、第13条、第16条、第17条の3及び第20条の3の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用への転換の特例)

第24条の2 次の各号に掲げる者に対する前条第1項の規定の適用については、同条中「5年」とあるのは「10年」とする。

- (1) 特任教員、特任研究員、学術支援専門職員及び学術支援職員
- (2) 特任専門員及び特任専門職員のうち科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に関する業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に従事するものとして特に指定する者

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第25条 第24条及び前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、第5条第2項及び第9条第2項(第13条、第16条、第17条の3及び第20条の3において準用する場合を含む。)に規定する年齢とし、退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。ただし、第23条の規定による高齢者雇用の特例により雇用される者が、期間の定めのない雇用となった場合の退職の日は、期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用)

第26条 第24条及び第24条の2の規定により期間の定めのない雇用となった者(特任教員を除く。)が、前条の規定による定年退職の日の30日前までに所定の様式によ

り再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの期間に限る。）を定めて採用し、更新することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
（特任教員及びリサーチフェロー等に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新又は延長をした特任教員及びリサーチフェロー等については、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第5条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）に規定する俸給月額及び俸給の調整額は、当分の間、平成17年4月1日現在において適用される教職員給与規則（平成16年規則第12号）による俸給月額及び俸給の調整額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
（客員教員に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした客員教員については、第5条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。）により雇用されている者のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている者のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該

者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

- 4 前2項の規定の適用を受ける者のうち、特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則（平成17年規則第364号）附則第2項及び特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則（平成19年規則第124号）附則第2項の規定により給与を支給されている者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

（特任助手の特例）

- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により特任教員として雇用され、かつ特任助手の称号を付与されている者で、この規則の施行日に契約の更新をする者又はこの規則の施行日前から契約期間が引き続く者については、当該雇用が継続する間、特任助手として雇用することができる。この場合の特任助手の就業に関する事項については、改正後の第2章特任教員の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（特任専門員及び特任専門職員に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。）により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（学術支援職員に係る経過措置）

- 2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした学術支援職員については、第16条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9章の規定は、この規則の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間

の定めのある雇用について適用し、この規則の施行の日前の日が初日である期間の定めのある雇用の契約期間は、第24条第1項に規定する通算した雇用の期間には、算入しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第35号）の規定により給与を支給されている者のうち、この規則の施行日に引き続き雇用される者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 上限額表（第2条関係）

区分	上限額
特任教授	8,350
特任准教授	8,250
特任講師	7,620
特任助教	6,980
特任研究員	8,250
学術支援専門職員	6,340
学術支援職員	3,160
特任専門員	8,350
特任専門職員	3,790

単位：円